

事後審査型制限付一般競争入札 入札公告【共通事項】		
1. 入札参加資格	(1)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に当該案件に応じた種目で登録されていること
		① 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
	(2)	③ 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④ 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。
	(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
2. 入札参加手続等	(1)	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。
		(2) 入札書の提出は紙により行う。郵送や事前預かり等は認めない。
	(3)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。
		(4) 仕様書等の取得方法 公告日以降に大阪市ホームページよりダウンロードするものとする。
	(5)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
		(6) 上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。
3. 入札の方法等	(1)	開札日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。
	(2)	入札参加者がいない場合は当該入札を取り止める。
	(3)	入札書の提出
		① 入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
		② 入札書に記入する入札金額については次のとおりとする。ただし、これらによらない場合は、公告本文で別途定める。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象物品の買入については、100分の8)に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(軽減税率対象物品の買入については108分の100)に相当する金額を記載すること
		【長期継続契約対象案件の場合】 入札書の記載する金額には、契約(借入)期間の総額を記載すること 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
		③ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札書の提出を行うこと
		④ 入札書は公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること
		⑤ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出のうえ、入札箱に投入すること

		⑥	投入された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。	
4. 再度入札	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、直ちに出席している入札参加者により再度の入札を行う。なお、回数については基本1回とする。その方法については、その都度、大阪市から指示する。再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、代理人印による入札をすることができる。ただし、再度の入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。		
	(2)	前回最低入札書記載金額については、再度の入札の前に発表する。		
5. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。			
	(1)	大阪市契約規則(昭和 39 年規則 18 号)第 28 条第1項に該当する入札		
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札、又は委任状による確認を受けない代理人がした入札		
	(3)	所定の入札書を用いないでした入札		
	(4)	同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札		
	(5)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札		
	(6)	資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札		
	(7)	申出書書類に虚偽の記載をした者の入札		
	(8)	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合。		
	①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。		
	②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。		
6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。なお、落札候補者及び入札金額を入札会場内で即時公表する。		
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。		
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。		
	(4)	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いはいずれかによるものとする。		
		①	落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。	
		②	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。	
	(5)	(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が本市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする、以下同じ)の午後5時 30 分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置を行わないものとする。(資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで(開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後4時までとする。再度入札となった場合は午後5時までとする。))に限り理由書(落札候補者用)の提出を受け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。)		

	(6)	(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。	
	(7)	開札後落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
	(8)	開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
①		大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。	
②		大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。	
	(9)	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。	
7. 落札の決定日	原則として、落札の決定日は開札日(再度入札の場合は、その開札日)の翌日から起算して、資格審査資料の提出の必要がある案件については、5日(大阪市における執務の休日を除く。)後とし、資格審査資料の提出の必要がない案件については、3日(大阪市における執務の休日を除く。)後とする。ただし、これによらない場合は公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定するものとする。		
8. 入札保証金 及び契約保証金	(1)	入札保証金(見積もった契約希望金額の100分の3以上) 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象物品の買入については、100分の8)に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合は、借入期間内に支払うことが見込まれる総額)))の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。	
	(2)	契約保証金 契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額)の100分の10以上納付。 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	
		①	落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき。
		②	落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき。 ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③	契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額)が500万円未満のとき。
9. その他	(1)	提出された資格審査資料等は、入札に関する審査・調査以外に使用しない。	
	(2)	契約条項を示す場所 公告本文にある契約・入札担当	
	(3)	契約書作成の要否 要	
	(4)	仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。	
	(5)	入札方法等の照会にあつては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること	
	(6)	大阪市側の都合等により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。	
	(7)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき

	(8)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(9)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。